

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

あぶるま苑運営規程

この運営規程により、社会福祉法人魚沼福祉会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所「あぶるま苑」（以下「あぶるま苑」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 あぶるま苑は、要介護認定を受けた高齢者に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期間の入所により施設を利用し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

2 あぶるま苑は、要支援認定を受けた高齢者に対して、利用者の意欲を高め、自立の可能性を引き出し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期間の入所により施設を利用し、必要なサービスを提供し、利用者の自立支援、心身機能の維持向上を図るものである。

3 この事業は、介護保険法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にサービスを提供するものであり、家族を支援し、在宅での生活の継続を支援することを目的とする。

（短期入所生活介護事業と介護予防短期入所生活介護事業の一体的運営）

第2条 当該短期入所生活介護事業と介護予防短期入所生活介護事業は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（運営の方針）

第3条 あぶるま苑の運営については、利用者の人格の尊重を第1義とし「人と人とのふれあいのもとに、心の通いあった生き生きとした日常生活を確保する」ものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 あぶるま苑
- (2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市須原 1293 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 あぶるま苑には、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
 - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備・備品の衛生管理を行うとともに緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう統括する。
 - ・ 管理者は、事業運営の管理について適正な資質を有する者とするが、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の定めるところにより他の職務を兼ねることができる。
- (2) 医師（嘱託） 1名
 - ・ 医師は、利用者の健康管理を行い、必要に応じ適切な処置を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
 - ・ 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅支援事業所や地域包括支援センター及び医療機関等の他の機関との連携を行うなど、利用者の生活相談支援に従事する。
 - ・ 生活相談員（もしくは施設の介護支援専門員）は、作成された居宅サービス計画に基づき、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画を作成し、その内容を利用者又はその家族に説明し同意を得ることとし、必要に応じて計画を変更する。
 - ・ 生活相談員は、社会福祉士あるいは社会福祉主事の資格を有する者とする。
- (4) 介護職員 19名以上
 - ・ 介護職員は、生活相談員と協力し、利用者の心身の状況に応じ、食事、入浴、排泄等の介護及び日常生活上のお世話などの各種サービスを提供する。

- (5) 看護職員 2名以上
- ・ 看護職員は、医師の指示により健康保持のため適切な措置を採り、利用者の心身の状況に応じた看護サービスを提供する。
 - ・ 看護職員は、看護師あるいは准看護師の資格を有する者とする。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- ・ 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練の業務に従事する。
 - ・ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のうちいずれかの資格を有する者とする。
 - ・ 機能訓練指導員は、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の定めるところにより当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
- (7) 管理栄養士（あるいは栄養士） 1名以上
- ・ 管理栄養士（あるいは栄養士）は、利用者の栄養状態や身体の状態及び嗜好を考慮した献立の作成、並びに栄養指導を行い、給食業務を統括する。
 - ・ 管理栄養士（あるいは栄養士）は、管理栄養士（あるいは栄養士）の資格を有する者とする。
- 2 第1項の職員は、介護老人福祉施設（あぶるま苑）の職員を兼務する。

（利用者の定員）

第6条 当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用者の定員を5名とする。このほか、本体の介護老人福祉施設に空床があった場合で、当該空床の利用が可能な場合は短期入所生活介護に利用できるものとする。

（短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）の内容）

第7条 提供されるサービスは、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族の同意を得て、次のサービスの提供を行う。

- (1) 入浴又は清拭の介護 週2回以上実施するものとする。
- (2) 排泄の介助 自立に向けての声かけ・誘導・定時及び随時のおむつ交換を実施するものとする。
- (3) 食事の介護 自立に向けての声かけ、個々に合った調理、食事時間を確保するものとする。
- (4) 離床、着替えの介護 1日の生活リズムを確保するものとする。

- (5) 清潔、整容、衛生管理 施設生活での身体・身辺介護を適切に行うものとする。
- (6) 機能訓練 施設生活すべてが機能訓練と位置付けると同時に心身の状況を踏まえ、必要に応じ日常生活を送るうえで必要な機能の改善、又は維持に努めるものとする。
- (7) 健康管理 医師及び看護師・准看護師による健康保持のための適切な措置及び指導を行うものとする。
- (8) 相談及び援助 利用者及び家族に対し、適切に相談に応じ、必要な助言・援助を行うものとする。
- (9) その他、社会生活上の便宜の供与等 施設は、教養娯楽設備の整備と活用を図り、余暇活動としてのレクリエーション、クラブ、季節感ある行事を催し、利用者に潤いを持って頂けるよう適時行うものとする。また、常に利用者及びその家族との連携・ふれあい・交流を密にし、より一層絆を深めるよう、意を用いることとする。

(利用料その他の費用)

第8条 あぶるま苑の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に応じて利用料の1割、あるいは2割（利用者負担額の減額等の認定を受けている場合はその給付率に応じた額）を本人負担額とする。

2 前項の他、施設の利用料金について別途利用料金表を定め、利用者の利用状況に応じて次の費用を徴収する。

- (1) 滞在費（従来型個室・多床室）
- (2) 食費
- (3) 理髪料金
- (4) 電化製品使用料
- (5) 区分支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担分

3 前第1項及び第2項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

4 その他日常生活に係る費用の徴収が必要となったときは、その都度利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たものに限り徴収する。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎を実施する地域は次のとおりとする。

魚沼市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、サービスの利用にあたり次の事項に留意しなければならない。

- (1) あぶるま苑は、皆さんの生活の場です。したがって、他の方々とも仲良くし、お互いに助け合って楽しい生活ができるよう協力しましょう。
- (2) あぶるま苑は、多勢の方々が入所しています。共同生活の場ですから秩序を守り、他の方に迷惑をかけないように努めましょう。
- (3) 毎日の日課及びその時間を守り、一日の生活経過に協力しましょう。
- (4) 居室その他の清潔・整頓に心がけ、また、職員の行うこれらの業務に協力しましょう。
- (5) 暴力・暴言・大声によって他の方々に迷惑をかけることないように努めましょう。
- (6) 自分でできることは、つとめて自分で行き、心身の機能維持に努力しましょう。
- (7) 危険・有害な行動や、物品の所持は止めましょう。
- (8) 居室での喫煙は禁止します。その他火気の取り扱いや事故に留意し、防火防災に協力しましょう。
- (9) 風紀を乱すことなく、共に仲のよい明るく楽しい生活が送れるようにしましょう。
- (10) 職員の行う生活上の指導・助言は快く受け入れるよう心がけましょう。
- (11) 利用料金その他の費用は、定められた期日までに納入しましょう。
- (12) 確実な身元引受人を必要とします。

（緊急時等における対応方法）

第11条 職員は、サービスの提供中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は、あらかじめ居宅介護支援事業者が定めた協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じることとする。上記に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

2 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者、主治医及び担当の介護支援専門員に報告する。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、利用者の安全に対して万全を期するため、非常災害に関する具体的計画である防災計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施する。

2 前項の防災訓練は、年2回以上実施することとする。

（その他運営に関する留意事項）

第13条 事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は、利用者処遇の技術・知識の研鑽に努め、施設内外の研修会・学習会に参加しながら、自己研鑽にも努め、資質の向上を図るものとする。

なお、研修は次の通り実施する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密の漏洩は、職を辞してもその責務はあるものとする。

4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

5 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的かつ安全な管理を行う。

6 事業者は、地域に愛され、親しまれ、地域と共に歩む施設づくりをモットーに、各種ボランティアや保育園、小・中学校等の交流慰問、研修・実習等を受け入れ、また他機関の事業への職員派遣や参加等を行い、福祉の周辺・輪の拡大に、さらに努めるものとする。

また、地元集落をはじめ、多勢の方々から各種行事に参加していただき、施設の開放などにより、交流を図る取り組みをさらに充実するよう努めるものとする。

7 事業者は、提供したサービスについて、利用者及びその家族等から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

8 事業者は、提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

